

北九州市監査公表第7号

令和6年2月21日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている港湾空港局及び消防局所管団体のうち、次の13団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(令和5年6月30日現在、単位：千円)

補助金等交付団体 名称	補助金等名称	4年度 交付額	5年度 交付額	所管課
北九州空港利用促進連絡会	北九州空港利用促進連絡会負担金	63,670	0	港湾空港局 空港企画課
関門海峡花火大会 実行委員会門司	関門海峡花火大会負担金	12,000	8,000	港湾空港局 クルーズ・ 交流課
北九州港航路集貨 対策委員会	北九州港航路集貨対策委員会負担金	7,070	0	港湾空港局 物流振興課
北九州市消防協会	北九州市消防協会事業補助金	4,992	1,900	消防局消防 団課
小倉北消防団	北九州市消防団交付金	3,582	1,840	
若松消防団		3,478	1,640	
八幡西消防団		5,004	2,150	

戸畑消防団	北九州市消防団交付金	1,945	1,440	消防局消防団課
北九州市市民防災会総連合会	北九州市市民防災会総連合会補助金	1,191	1,196	消防局予防課
門司区市民防災会連合会	門司区市民防災会連合会補助金	646	652	門司消防署予防課
小倉南区市民防災会連合会	小倉南区市民防災会連合会補助金	977	990	小倉南消防署予防課
若松区市民防災会連合会	若松区市民防災会連合会補助金	615	616	若松消防署予防課
八幡東区市民防災会連合会	八幡東区市民防災会連合会補助金	571	569	八幡東消防署予防課

※5年度交付額は、令和5年6月30日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている港湾空港局所管の指定管理者のうち、次の1団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年6月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
北九州埠頭株式会社	北九州市内に所在する港湾施設	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日	港営課

2 監査委員の除斥

奥村直樹監査委員は、門司区市民防災会連合会の理事を務めているため、この監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

3 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

4 監査の期間

令和5年7月7日から令和6年1月30日まで

5 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。